

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）施行令 8 条 2 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 21 日付けで行った手帳の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

症状が良くなった訳でも無く、何も変わってないのに、等級が下がっている事に疑問を感じる。2 級のままで自分は感じているので、3 級に変更になった事に不服を感じている。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年6月7日	諮問
令和元年7月23日	審議（第35回第4部会）
令和元年8月27日	審議（第36回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を定め、同条4項は、手帳の交付を受けた者は2年ごとに同条2項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定める。

法施行令（法45条2項にいう政令）6条は、「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものと

されている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

そして、処分庁が上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行っている。

- (2) なお、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされ、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされていることから（法45条4項及び法施行規則28条1項）、更新申請に係る本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとする事はできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 機能障害について

本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「統合失調症 ICDコード (F20)」(別紙1・1)は、判定基準によれば、「高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が障害等級1級、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」が同2級、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が同3級とされている。

また、留意事項2・(2)においては、機能障害の判定について、機能障害を判断するに当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」こととされている。

これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり記載されている。

そして、「現在の病状、状態像等」欄(別紙1・4)では、「抑うつ状態(憂うつ気分)」、「幻覚妄想状態(幻覚、妄想)」、「統合失調症等残遺状態(感情平板化、意欲の減退)」及び「不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)」に該当し、現在の「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄(別紙1・5)には、「服薬通院は続けているので、幻聴なく陽性症状はほぼ消退している。不安不眠などは時に悪化。意欲低下など陰性症状はめだつがなんとか仕事は続けている。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、統合失調

症の陽性症状に相当する幻覚及び妄想が過去の病歴において認められる一方で、おおむね過去2年間の状態について、精神運動興奮及び昏迷の状態、人格変化等は認められていない。現在の病状は、意欲の減退など残遺状態が認められ、抑うつや不安などの情動面の症状も伴っているものの、幻覚妄想などの陽性症状は消退し、人格変化は認められていないことから、病状はあるが、その程度は著しいとまでは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度については、判断基準等に照らすと、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」（障害等級2級）とまでは認められず、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）の記載の中では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」が選択されており、この記載のみからすると、以下の留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね2級程度の区分に該当し得るともいえる。

日常生活能力の程度	障害等級
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする	おおむね2級程度

しかし、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）は、8項目中4項目がおおむね障害等級3級に相当する「おおむねで

きるが援助が必要」と、残り4項目がおおむね同2級に相当する「援助があればできる」と記載され、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）は「在宅（家族等と同居）」であり、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）は「なし」とされている。

そして、生活能力の状態の「具体的程度、状態等」（別紙1・7）欄は、「生活面は妻の援助でなんとかかなりたっている。車の整備の仕事は、あまりいそがしくないところに移って、なんとかこなしている。」と記載されているが、日常生活において、どのような援助（援助の種類）をどの程度（援助の量）提供されているかについては、他の欄を含めて具体的な記載はない。また、就労状況は「一般就労」と記載されている。

留意事項3・(6)によると、「日常生活能力の程度」欄で、おおむね障害等級2級程度とされる「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって『必要な時には援助を受けなければならない』程度のもを言う。」ものとされているところ、必要な時に受けなければならない「援助」に関して、本件診断書においては、どのような援助をどの程度受けているかについての具体的記述は見受けられない。そのため、請求人の活動制限について、障害の程度が、上記の「必要な時には援助を受けなければならない」程度まで高度とは判断し難いものであり、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行い得る程度のもものと判断することが相当である。

以上によれば、請求人は、障害福祉等サービスを受けることなく、通院治療を受けながら、家族とともに在宅生活を維持し、一般就労を維持している状況と考えられる。そうすると、請求

人の活動制限の程度については、判定基準等に照らすと、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級２級）とまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として、おおむね障害等級３級に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の精神障害の程度について、障害等級２級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているとまでは認めることはできない。

よって、請求人の精神障害は、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級３級に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第３のとおり主張するが、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり（１・(2)）、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級３級と認定するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分を変更することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)